

# 太子町文化・スポーツ活動活性化補助金申請の手引き

## 目的

太子町の住民の皆さんによる町内を拠点とした、文化・スポーツ分野の活動を「太子町の文化・スポーツの振興に寄与する活動」ととらえ、団体の活動を支援することにより、太子町の文化・スポーツ活動の活性化を図り、活力ある地域社会の実現を目的としています。

## 補助金額

1団体1年度あたり、上限2万円。

ただし、100円未満の端数は切り捨てさせていただきます。

## 対象団体

補助金交付対象団体は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ①町立生涯学習センター、町立スポーツ公園、学校開放事業による学校施設を活動拠点とし、次の活動を行っている団体。
  - ・社会教育を推進する活動
  - ・スポーツ、健康づくりを推進する活動
  - ・文化や芸術などを推進する活動
- ②10人以上で、2/3以上の太子町在住者で構成されている団体。
- ③団体への加入希望者が、特別な理由がない限り、加入できる団体。
- ④運営に関する定款や会則などがあり、会計処理が適切な団体。
- ⑤町主催事業に無償で積極的に参加できる団体。
- ⑥活動拠点施設で、町が実施する維持管理や美化活動に無償で参加できる団体。

## 補助対象経費

項目	対象	対象外
報償費	・ 外部講師等謝礼	・ 団体構成員自らへの報酬、賃金、謝礼など
需用費	・ 事務用品代   ・ 印紙代 ・ コピー代     ・ 燃料代 ・ 備品代	・ 食糧費（弁当、茶、菓子など）
役務費	・ 郵便料 ・ 電信費（上限月 1,000 円）	・ 保険料
委託費	・ 事業の一部委託	・ 事業全体の委託
使用料、賃借料	・ 会議室等の使用料 ・ 機具機材のリース料 ・ 駐車場使用料	・ 団体構成員が保有、運営する施設の使用料
原材料費	・ 材料費   ・ 加工用原料費	

※個人の持ち物の購入は対象となりません。

## 手 続 き

補助申請には、以下の書類が必要です。

事業実施前	事業実施後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太子町文化スポーツ活動活性化補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 事業計画書（様式第2号）</li> <li>・ 事業予算書（様式第3号）</li> <li>・ 団体構成員名簿（様式第4号）</li> <li>・ 団体定款等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太子町文化スポーツ活動活性化補助金実績報告書（様式第9号）</li> <li>・ 事業実績書（様式第10号）</li> <li>・ 事業決算書（様式第11号）</li> <li>・ 領収書又は振込明細書の写し</li> </ul>

## 書類等提出先

教育委員会事務局生涯学習課（役場3階）

TEL：0721-98-5534

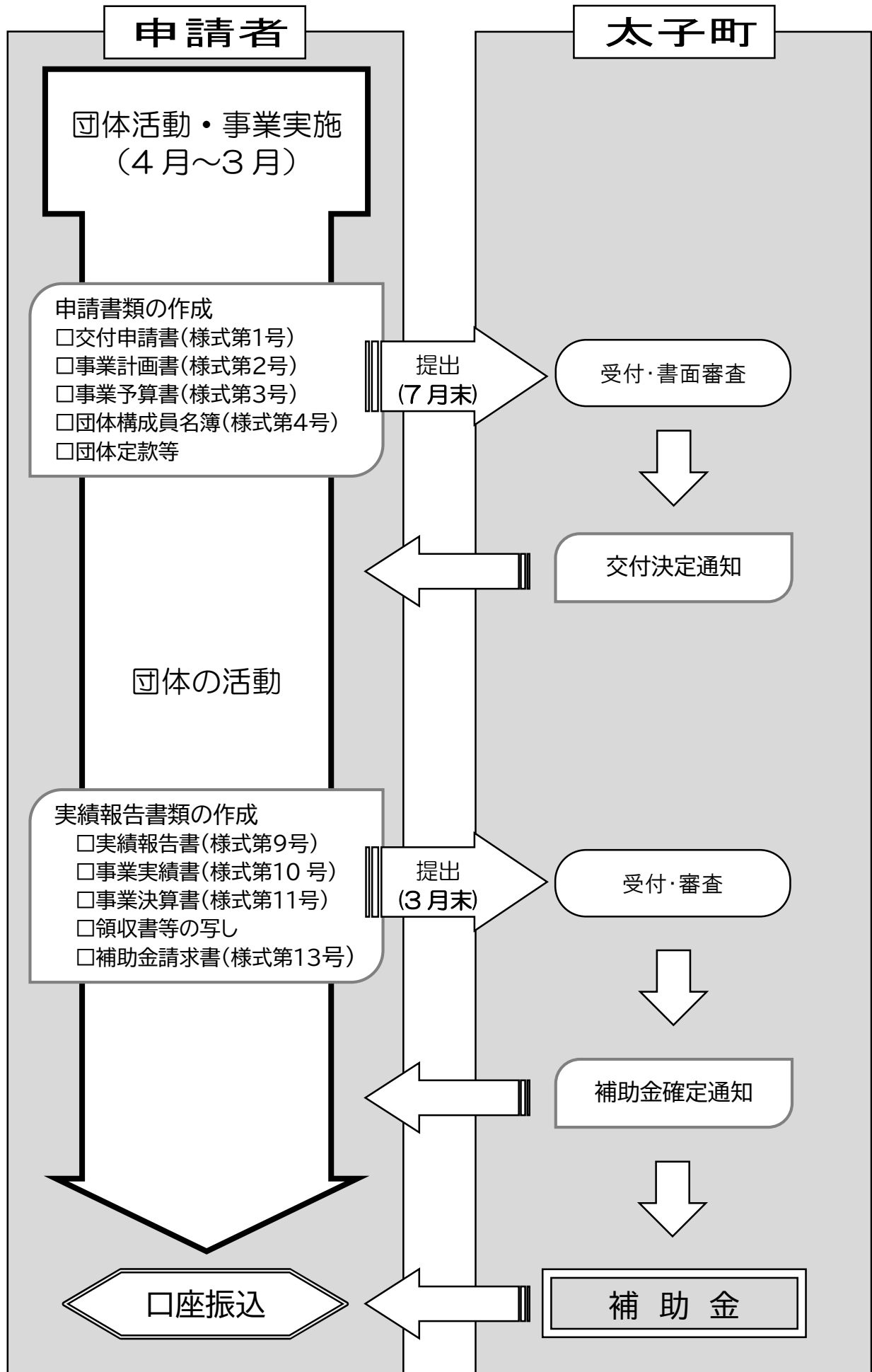
【受付】月曜日から金曜日（祝日除く）

午前9時から午後5時

※上記以外は、各利用施設窓口にお預けください。

※記載内容等について、問い合わせをさせていただく場合があります。

# 手続きの流れ





## 申請書の記入例

# 記入例

様式第1号（第5条関係）

## 太子町文化・スポーツ活動活性化補助金交付申請書

令和 年 月 日

日付は空けて提出してください。

太子町長 田中 祐二 様

太子町補助金交付規則第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団 体 名	<b>太子ストレッチクラブ</b>		
代表者	住 所	<b>太子町大字山田●●番地</b>	電話番号 <b>0721-98-●●●●</b>
	氏 名	<b>太子 花子</b>	
	メールアドレス	<b>●●●●●@●●.jp</b>	
団体活動種別 <small>該当する活動に☑してください</small>	<input type="checkbox"/> 社会教育を推進する活動 <input checked="" type="checkbox"/> <b>スポーツ、健康づくりを推進する活動</b> <input type="checkbox"/> 文化、芸術、音楽等を推進する活動		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">           メンバーの3分の2以上が町内            在住者でないと補助対象になり            ません。         </div>
団体の活動内容	<b>健康教室</b>		
団体の活動拠点	<b>太子町立生涯学習センター</b>		
団体構成人数	<b>15</b> 人（うち太子町在住 <b>13</b> 人）		
補助申請額	金 <b>20,000</b> 円		
添 付 書 類	①事業計画書（様式第2号） ②事業予算書（様式第3号） ③団体構成員名簿（様式第4号） ④団体定款等		

申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

- 町が主催する各種事業に賛同し、無償で積極的に協力します。
- 拠点とする施設において、町が主催する維持管理活動、美化活動に無償で参加します。
- 本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 太子町暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。



申請時の年度を記載

記入例

令和〇 年度 事業予算書

団体名	<b>太子ストレッチクラブ</b>
-----	-------------------

収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
補 助 金 等	<b>20,000</b>	<b>太子町文化・スポーツ活性化補助金</b>
会 費	<b>60,000</b>	<b>500円×10人×12ヶ月</b>
雑 入	<b>10</b>	<b>預金利子等</b>
そ の 他		
繰 越 金		
合 計	<b>80,010</b>	

団体構成員に払う場合は、補助対象となりません。

食糧費は対象となりません。

支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
A 補助対象経費		
報 償 費	<b>30,000</b>	<b>講師謝礼</b>
需 用 費	<b>2,000</b>	<b>ペン、インクなど</b>
役 務 費		
委 託 費		
使用料及び賃借料	<b>45,000</b>	<b>駐車場代、太子の森使用料</b>
原 材 料 費		
予 備 費	<b>3,010</b>	
合 計	<b>80,010</b>	

記入例

太子町文化・スポーツ活動活性化補助金実績報告書

令和 年 月 日

太子町長 田中 祐二 様

日付は空けておいてください。

申請者	団体名	太子ストレッチクラブ
	代表者氏名	太子 花子
	住所	太子町大字山田〇〇
	電話番号	0721-98-0000

令和 年度の事業が完了しましたので関係書類を添えて報告します。また、補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

1. 補助金交付決定額 **20,000** 円

2. 補助金実績額  円 ※

100円未満は切り捨てになります。

※補助対象合計が20,000円以下の場合はその額

3. 添付書類

不明な場合は空欄でご提出ください。

- ①事業実績書（様式第10号）
- ②事業決算書（様式第11号）
- ③領収書又は振込明細書等の写し

# 記入例

様式第 10 号（第 8 条関係）

## 事業実績書

年間の実績をまとめて記載可  
例) 健康教室 年 12 回実施など

団 体 名	<b>太子ストレッチクラブ</b>
事業実施期間	<b>令和〇年4月1日 から 令和〇年3月31日</b>

### 事業詳細

月 日	事 業 名	会 場	内 容	参加人数
<b>4月13日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康体操・講義</b>	<b>11人</b>
<b>5月11日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康体操</b>	<b>11人</b>
<b>6月8日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康体操</b>	<b>11人</b>
<b>7月20日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康体操</b>	<b>11人</b>
<b>8月10日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康体操</b>	<b>11人</b>
<b>9月14日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康体操</b>	<b>11人</b>
<b>10月12日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康教室</b>	<b>11人</b>
<b>11月9日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康教室</b>	<b>11人</b>
<b>11月26日</b>	<b>健康教室</b>	<b>〇〇〇市 生涯学習センター</b>	<b>健康教室・講義</b>	<b>5人</b>
<b>12月14日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康教室</b>	<b>11人</b>
<b>1月18日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康教室</b>	<b>11人</b>
<b>2月8日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康教室</b>	<b>11人</b>
<b>3月8日</b>	<b>健康教室</b>	<b>太子町立生涯学習センター － 太子の森</b>	<b>健康教室</b>	<b>11人</b>

※枠が足りない場合は増刷してお使いください。

記入例

令和 ○ 年度事業決算書

団 体 名	<b>太子ストレッチクラブ</b>		
	令和○ (申請年度) 年 4 月以降に 受けた補助金額を記入		
収入の部	交付申請時の予算額記入	(単位: 円)	
区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
補 助 金 等	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>	
会 費	<b>60,000</b>	<b>66,000</b>	<b>500円×11人×12か月</b>
雑 入	<b>10</b>	<b>2</b>	<b>預金利子</b>
そ の 他			
繰 越 金			
合 計	<b>80,010</b>	<b>86,002</b>	

支出の部 (単位: 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
A 補助対象経費			
報 償 費	<b>30,000</b>	<b>30,000</b>	<b>講師謝礼</b>
需 用 費	<b>2,000</b>	<b>5,302</b>	<b>ペン、インクなど</b>
役 務 費			
委 託 費			
使用料及び賃借料	<b>45,000</b>	<b>40,000</b>	<b>生涯学習センター使用料</b>
原 材 料 費			
予 備 費	<b>3,010</b>		
合 計	<b>80,010</b>	<b>75,302</b>	

記入例

令和〇年〇月〇日

太子町文化・スポーツ活動活性化補助金請求書

日付は空けて提出してください。

申請者	団体名	太子ストレッチクラブ
	代表者氏名	太子 花子
	住所	太子町大字山田〇〇
	電話番号	0721-98-0000

令和〇年〇月〇日付けで交付確定通知のありました、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金について、請求します。

振込は団体の通帳に振り込ませて頂きますので通帳のご用意をお願いします。

記

請求額 金 20,000 円

請求書(様式13号)の提出後に通帳の名義変更はしないでください。

振込先口座 ※農協の口座に振り込みの場合

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号	フリガナ 口座名義
JA 大阪南 銀行・農協 信金・信組	太子 支店 本・支所 出張所 支店 コード 019	1 普通 2 当座	0 1 2 3 4 5 6	太子ストレッチクラブ 代表 太子 花子

ゆうちょ銀行	通帳記号	口座番号	フリガナ 口座名義
	1 0 ※		

# 太子町文化・スポーツ活動活性化補助金交付要綱



## 令和4年太子町教育委員会要綱第17号

### 太子町文化・スポーツ活動活性化補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、本町を拠点として活動を行っている文化・スポーツ分野の団体（以下「団体」という。）の活動を、本町の文化、スポーツの振興に寄与する活動ととらえ、その活動に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付することで、活動の活性化を図り、活力ある地域社会の実現につなげることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、太子町補助金交付規則（平成19年太子町規則第26号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象団体は、次の各号の要件を全て満たす団体とする。

(1) 太子町立総合スポーツ公園、太子町立学校体育施設の開放に関する規則（平成26年教育委員会規則第1号）第3条に規定する施設及び太子町立生涯学習センターを活動拠点とし、次に掲げる活動を目的とする団体。

ア 社会教育を推進する活動

イ スポーツ、健康づくりを推進する活動

ウ 文化、芸術、音楽等を推進する活動

(2) 構成員が10人以上であり、かつ3分の2以上の者が町内在住者である団体。

(3) 団体に加入を希望する者について、特別な理由がない限り、誰もがその構成員になることができる団体。

(4) 運営に関する定款、規約、会則（以下「定款等」という。）のいずれかを有し、適切な会計処理が行われている団体。

(5) 町が主催する各種事業について賛同し、無償で積極的に協力できる団体。

(6) 団体が拠点としている施設において、町が主催する維持管理活動、美化活動等に無償で参加できる団体。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体は対象としない。

(1) 収益を目的とした活動又はその活動を広報する活動を行う団体。

(2) 特定の政党、宗教、思想等に関連する活動を行う団体。

(3) 公序良俗に反する活動を行う団体。

(4) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）。

(5) 暴力団又は太子町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体。

(6) 単なるサークル活動や会員のみが参加する教室、発表会、親睦会など恣意的に構成員以外の者の参加を認めず、特定の者のための活動を目的とする団体。

(7) 申請年度に、国、大阪府又は本町その他地方公共団体からの補助金、委託料など

財政的な支援を受け、又は受ける予定のある団体。

(8) その他本要綱の目的に照らし適切でないとする団体。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、団体の活動に必要な経費のうち別表に定める経費で、当該年度内の間に完了した経費とする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じた額とし、1団体につき上限2万円とする。ただし、補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、当該年度の7月末までに、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業予算書（様式第3号）
- (3) 団体構成員名簿（様式第4号）
- (4) 団体定款等

(交付の決定)

第6条 町長は、前条による申請があったときは速やかに審査し、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

3 第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

(廃止承認の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた団体が、その活動の全てを中止し、申請を取り下げようとするときは、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金廃止承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認したときは、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金廃止承認通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた団体は、事業終了後（前条の規定による廃止承認を受けた場合を含む。）、速やかに太子町文化・スポーツ活動活性化補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 事業決算書（様式第11号）
- (3) 領収書又は振込明細書の写し。ただし、提出期日までに補助対象事業が終了して

いない場合は、支出予定金額がわかる書類の写し。

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに審査し、補助金の交付額と確定し、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金交付確定通知書（様式第12号）により、申請者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により通知を受け取った団体は、速やかに太子町文化・スポーツ活動活性化補助金請求書（様式第13号）により請求し、交付を受けるものとする。

(その他の支援)

第11条 太子町立生涯学習センター（以下「センター」という。）を活動拠点とし、希望する団体を対象として、備品、消耗品及び原材料等（以下「備品等」という。）の置き場として、センター内倉庫及び倉庫の棚（以下「倉庫棚等」という。）を使用することができる。

(倉庫棚等の使用申請)

第12条 前条に規定する倉庫棚等の使用を希望する団体は、倉庫棚等使用申請書（様式第14号）を町に提出するものとする。

2 倉庫棚等を使用する団体は、太子町立生涯学習センター設置条例（令和4年条例第1号）別表第2に規定する使用料を支払わなければならない。

3 団体が使用できる倉庫棚等は、町が決定する。

4 倉庫棚等を使用できる期間は、申請のあった当該年度末までとする。ただし、団体が第1項及び第2項に規定する手続きをした場合、継続して使用することができる。

5 第1項に規定する申請があったときに倉庫棚等に空きがない場合、町は申請を留保し、空きができたときに受け付けるものとする。

6 倉庫棚等の備品等の管理は団体が行い、盗難、破損等に対し、町は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目	内 容
報償費	・ 外部講師等の謝礼金 【対象外】事業主催者自らへの報酬、賃金、謝礼
需用費	・ 事務用品代 ・ 印紙代 ・ コピー代 ・ 燃料代 ・ 備品代 【対象外】食糧費（会議茶菓子代、弁当代等）
役務費	・ 郵便料 ・ 電信料（月上限 1,000 円とする。） 【対象外】保険料
委託費	【対象外】事業全体の委託
使用料及び賃借料	・ 会議室等の使用料（冷暖房使用料含む。） ・ 機具機材等のリース料 ・ 駐車場使用料 【対象外】団体構成員が保有又は運営する施設の使用料
原材料費	・ 材料費 ・ 加工用原料費

様式第1号（第5条関係）

太子町文化・スポーツ活動活性化補助金交付申請書

年 月 日

太子町長 様

太子町補助金交付規則第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団 体 名			
代表者	住 所	電話番号	
	氏 名		
	メールアドレス	@	
団体活動種別 <small>該当する活動に☑してください</small>	<input type="checkbox"/> 社会教育を推進する活動 <input type="checkbox"/> スポーツ、健康づくりを推進する活動 <input type="checkbox"/> 文化、芸術、音楽等を推進する活動		
団体の活動内容			
団体の活動拠点			
団体構成人数	人（うち太子町在住 人）		
補助申請額	金 円		
添 付 書 類	①事業計画書（様式第2号） ②事業予算書（様式第3号） ③団体構成員名簿（様式第4号） ④団体定款等		

申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、☐にレを記入してください。

- 町が主催する各種事業に賛同し、無償で積極的に協力します。
- 拠点とする施設において、町が主催する維持管理活動、美化活動に無償で参加します。
- 本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 太子町暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。



様式第3号（第5条関係）

年度 事業予算書

団体名	
-----	--

収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
補 助 金 等		
会 費		
雑 入		
そ の 他		
繰 越 金		
合 計		

支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
A 補助対象経費		
報 償 費		
需 用 費		
役 務 費		
委 託 費		
使用料及び賃借料		
原 材 料 費		
合 計		



様式第9号（第8条関係）

太子町文化・スポーツ活動活性化補助金実績報告書

年 月 日

太子町長 様

申請者	団体名	
	代表者氏名	
	住所	
	電話番号	

年度の事業が完了しましたので関係書類を添えて報告します。また、補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

1. 補助金交付決定額 円

2. 補助金実績額  円

3. 添付書類

- ①事業実績書（様式第10号）
- ②事業決算書（様式第11号）
- ③領収書又は振込明細書等の写し



様式第11号（第8条関係）

年度 事業決算書

団体名	
-----	--

収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	内 訳
補 助 金 等			
会 費			
雑 入			
そ の 他			
繰 越 金			
合 計			

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	内 訳
A 補助対象経費			
報 償 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 費			
使用料及び賃借料			
原 材 料 費			
合 計			

